

ひとり親世帯臨時特別給付金の支給について

標記については、実施主体である北海道からの通知により、以下のとおり取り扱うこととなりましたのでお知らせします。

【基本給付】児童扶養手当を受給する資格があるひとり親世帯（養育者含む）へ支給

支給額：1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

支給対象者：①令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方（一部支給含む）

②-1 公的年金を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の全額が支給停止となる方

②-2 公的年金を受給していることで、児童扶養手当の受給資格を有しているが認定を受けていない方

③-1 児童扶養手当の受給資格者であるが、所得制限により全額停止となっている方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、急変後1年間の収入見込みが支給制限限度額（※1表参照）未満となっている方

③-2 児童扶養手当の認定を受けていないが、児童扶養手当の受給資格を有している方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、急変後1年間の収入見込みが支給制限限度額（※1表参照）未満となっている方

受給手続き ①の方：申請の必要はありません。8月下旬ごろに児童扶養手当支給口座に振り込まれます。支給を希望しない場合は、8月18日までに福祉係までご連絡ください。

②-1、②-2の方：窓口で直接または郵送にて申請が必要です。

③-1、③-2の方：窓口で直接または郵送にて申請が必要です。（収入が減少している旨の申請を簡易な方法で行っていただきます）

【追加給付】基本給付の支給対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している世帯へ支給

支給額：1世帯5万円

支給対象者：基本給付受給資格者のうち、①、②-1、②-2の方（③の方は対象外）

受給手続き：①、②-1、②-2の方すべて、窓口で直接または郵送にて申請が必要です。（収入が減少している旨の申請を簡易な方法で行っていただきます）

※【基本給付】【追加給付】とも、窓口で直接または郵送による申請受付期間は令和2年9月11日から令和3年3月11日までです。申請に際してはあらかじめご用意いただく書類等がありますので、申請を希望される方は事前に福祉係までお問い合わせください。

※1表

扶養する 児童等の数	受給資格者本人の前年所得（単位：円）	
	収入ベース	所得ベース
0人	1,220,000	490,000
1人	1,600,000	870,000
2人	2,157,000	1,250,000
3人	2,700,000	1,630,000